

通告6番目、16番、尾和弘一議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 16番、尾和弘一であります。

いずれも今回質問する事項については、市民の皆さんの要望と生活に密着した事項ばかりでありますので、市当局の誠実な答弁をまず最初求めておきたいと思えます。

まず第1点に、道路の維持管理・保全についてであります。

日常生活において、私たちが道路の使用は欠かすことができない最も大切なインフラであります。道路の維持管理では、縁石の周りの雑草が生い茂り、歩くことや自転車通行にも支障を来している実態があります。

また、学童・児童の通学道路においても苦情が出てきております。本来、これらの道路は、市道であれば岩出市が維持管理し、保全すべきであります。県道や国道はそれぞれの管理者が主体的に、問題ないかどうか日常的にチェックをしていくというのが役割であり、責任だろうと思えます。市民に不都合が起きないようにすべきであります。この観点から以下の点について質問を行います。

まず第1点は、市道の維持管理・保全はどのようにされているのか。

2点目に、県道及び国道の除草は年間何回ぐらい実施をしているのか。

3番目に、市道における袋小路の逃げ道のない道路・災害時の避難道路、これらについては道路の確保が大切であります。確保されているのかどうか、質問をしたいと思えます。

○田畑議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 尾和議員ご質問の1番目、道路の維持管理・保全について、通告に従いお答えいたします。

まず1点目、市道の維持管理・保全はどうかについてお答えいたします。

市では事業部と上下水道局が連携し、市内を8エリアに分割し、毎月第2週及び第4週において路面の状態等の目視、降車による確認点検を行っており、点検の際、異常を発見した場合は、簡易舗装材による緊急措置やカラーコーン等の設置による安全対策を行い、その後、速やかに専門業者による補修を実施しております。

なお、市道の草刈りについては、年2回実施してございます。

次に2点目、県道及び国道の除草は、年何回実施しているのかについてですが、国道24号の除草・剪定は年1回を基本とし、通行の安全や視認性が確保できないな

ど、現地の状況を確認した上で順次実施していると、道路管理者である国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所から聞いております。

また、県道泉佐野岩出線ほか6路線の除草・剪定につきましては、年2回、業者が実施している箇所と市民等からの要望で随時県職員が対応する場合がありますと道路管理者である那賀振興局建設部から聞いております。

次に3点目、市道における袋小路の逃げ道・避難道は確保されているのかについてですが、現在、市の重点事業として日常生活に支障を来している地域の利便性向上と災害や緊急時に備えた安全な通学路の確保を目的とした市道金屋荊本線ほか2路線において、生活道路の環状化事業を実施しております。

また、市道認定を前提とした宅地造成における新たに設置される道路につきましては、開発区域の規模や形状、周辺の土地の地形及び利用状況に照らし計画されることから、小規模な宅地造成や周辺に既に建築物が建ち並んでいる場合など、行きどまり道路を全面的に禁止することは現実には困難であると考えます。

開発協議におきましては、できる限り通り抜けや環状化を図るよう指導しておりますが、やむを得ない場合は基準に基づき、車両の通行上、支障のないよう計画を行っております。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 この道路の維持管理についてですが、特に私はこの問題について指摘しておきたいのは、道路維持管理に対して、幾つか重点項目を設定しておられると思うんですが、指摘しておきたい数項目についてお聞きをしたいと思います。

まず、市道の舗装の老朽化については、目視して、その原材料とか、穴ぼこがあるところについては補修をするということだろうと思うんですが、そのほかに道路の排水施設、それから橋梁の維持管理、耐震化、それから街路灯の新設及び球切れの維持管理、あるいはカーブミラーの維持・補修、それから街路樹における剪定等の維持管理、ガードレール等の防護柵の維持管理、あるいは市道であれば、市道に放置している車両の撤去、ここら辺についてどのようになっているのか。また、道路の里道、法定外公共物における市が管理している道路の維持管理についてはどのようなチェックをしているのか、ここら辺について再度ご答弁いただきたいと思います。

この市道の維持管理において、特に目につくのは、やっぱり春先から芽が出て、県道沿いあるいは市道においても縁石の周りに草が生い茂って、子供たちが通行で

きないような状況になっているところが目に見えております。ここら辺については、市道については年2回ということではありますが、厳に2回に固定することなく、その都度、非常にひどいところについては実施をすべきだということを考えております。

また、県道や国道においても年1回ということではありますが、中央分離帯の茂みによって視野が狭くなるということも考えられますので、年1回が妥当なのか、これは私もこの年1回では不十分であるというふうに考えておりますので、これらの点については、市のほうから維持管理の所有者である県道や国道の問題についても逐一上げていくという姿勢がとっておられるのかどうか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、3点目の袋小路の道路の点で、災害時の避難道路ということで指摘をさせていただきました。特に、これは中島のグリーンタウンとか、さぎのせ公園の近くの団地においては、紀の川のほうが氾濫して水があふれた場合に、北に抜ける道路がこれ狭くて、車両が一気に通行できないような状況になっていると思っております。

これらについては特に逃げ道を確保するということで、新設の道路をつけると、あるいは旧の字ですね、これらについては道幅が非常に狭くて、状況からいって非常にきびしいところが、畑毛や中島の一部地区それから西野地区、宮関係等もあるんですが、これらについても必要なところについてはバイパスをつけて、迂回道路として避難道路を確保していくという姿勢をとるべきであろうというふうに思いますが、これらについてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

市道のパトロール、点検につきましては、先ほど申しましたように、点検強化を行って、事業部と上下水道局の職員が連携して実施してございます。

市道のほうにつきましては、路面、側溝、横断溝、グレーチングであるとか蓋であるとか、その辺については車から降車して目視と打音による点検をしてございます。それから、防護柵、樹木の繁茂、それと水道の漏水箇所であるとか、仕切弁の段差であるとか、マンホールのがたつきなどとか、そういうのも全て点検をしてございます。

それと法定外公共物につきましては、岩出市内には里道がたくさんございますの

で、そのほうについては点検をしておりますが、市民から、ここ危ないよとかいう問い合わせとか要望がございましたら、職員が現地に出向いて点検をして整備に当たっております。

それと、街灯につきましても、点検を毎月第2週、第4週に実施してございます。

それで、市道の草刈りについてですけれども、それも年2回やってございますし、以前、山本議員からご質問がございましてから、市道の縁石のほうに草が繁茂しているところについては、ほっておくと環境面もあるし、衛生面、犬のふんがしたりとかという衛生面もございしますので、随時そういう草刈りを実施してございます。

県道・国道につきましても、国道は、以前、年2回除草していただいていたんですけれども、政権が変わったときやったと思うんですけれども、年1回になってございます。それも山本議員から、国体のときやと思ったんですけれども、ご質問あったときから、市から国土交通省のほうへ何遍も要請した結果、年1回というのは、基本的に国道については統一した見解で、年1回という回答をいただいておりますけれども、国道については、中学生、高校生の通学路になってございますので、特に歩道が繁茂しているということで、再度何回も国交省のほうへ折衝した結果、状況に応じて逐次やりますよということで、1度、2年前かな、現地ずっと歩いてもらって現状を説明した経緯もございまして。

それと、県道につきましても、随時市のほうから那賀振興局建設部のほうへ要望して、随時縁石のほう、草生えているところについては対応していただいております。県のほうも那賀管内がたくさんある中で、岩出市は特に整備していただいております。

以上です。

○田畑議長 総務課長。

○木村総務課長 尾和議員の再質問の袋小路で避難路という話でございしますが、避難につきましても、まずは徒歩等で逃げていただくというのが基本としてございます。

しかし、どうしても体等ご不自由があっても避難できない、そういう方いらっしゃると思いますので、今現在、私持っていますこのチラシですけれども、これにつきましては、7月の広報と同時に配布させていただいたんですけれども、警戒レベル3、このときは高齢者等は避難ということになってございます。また、警戒レベル4の全員避難ということで、適切な時期にこういう情報が流せるよう情報収集に努めてまいりたいと考えてございます。

○田畑議長 生活環境課長。

○牧野生活環境課長 道路に放置される車両等につきましては、条例に基づいて、パトロール、また市民からの通報により適切に処理、対応してございます。

○田畑議長 事業部長。

○田村事業部長 中島のグリーンタウンのこのバスパス道路というのは計画ございません。岩出市の市道の要望というのはたくさんございますんですけども、新設道という議員のご質問やったと思うんですけども、新設になりますと、用地の取得が原則確保しなくちゃいけないということで、地元が用地を確保するんでバイパス等をつけてくださいよという要望があれば、うちで検討していくわけなんですけども、市から特に率先していかねばならないような状態ではないと思います。

今現在、市で計画しているのは、先ほど申しましたように、金屋荊本線等々の生活道路の環状化事業を実施してございますが、それを岩出市内全部を網羅する計画になりますと、そういう費用面からもありますので、健全財政を堅持していく面からも優先順位をつけてございますので、あらゆるところから道をつけていく計画はございません。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 道路の維持管理・点検についてですが、これについては統一したチェック事項をもって、8分割に分けてやるんだということですが、それについては統一したチェック項目で実施をされているのか、それについてお聞きをしたいと思います。

それから、避難道の中島グリーンタウンの関係等についてですが、全体をすることでは、私は言うておりません。必要なところにお金をつぎ込んで、万が一に備えて、そういう道路の体系を、道路の流れをつくっておくということが求められるというふうに思います。それについて再度お聞きをしたいと思います。

それから、道路維持管理についてですが、これは香川県のさぬき市においてはこういうような道路の草刈り活動等について、道路愛護活動奨励金というものを交付して、町内会とか各自治会にそれに見合った形で現物を給付するという制度があって、それを活用して、全てを市の職員でそれをやるということは、これは物理的にも不可能だと思うんですね。

そういう意味では、これらを参考にして、そういう制度をつくって、そういう人たちに事故の発生場所、事故の原因、状況等、そういうものを上げていただいて、それに対して助成をしていくという考えをとって、非常に美しくなったということ

も聞いております。

こういう問題について、岩出市ではお考えがあるのかどうか、お聞きをしておきたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

道路及び街路灯等のパトロール点検のマニュアルを作成してございます。それで、点検の期間であるとか、内容であるとか、点検報告であるとか、補修等にあるとかという項目を作成して、写真でこういう点検しなさいよというマニュアルをつくって、職員に周知してございます。

それと、グリーントウンの件なんですけども、グリーントウンからは避難できる大きな道もございますので計画はございません。

それと、市民に草刈りをお願いして交付金なり補助金なり出すという件につきましては、草を刈っていただくのはありがたいんですけども、そこで事故等あったときの保障とか、いろいろ問題がありますので、計画はございません。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の1番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後2時40分から再開します。

休憩 (14時23分)

再開 (14時40分)

○田畑議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 それでは、2番目の質問を行います。2番目は、岩出の法務局、岩出市役所の前にある岩出法務局についてお聞きをしたいと思います。

今は、ちまたでうわさになっている岩出法務局の業務移管と閉鎖についてであります。岩出市の考え方を聞きしておきたいと思います。

今後の対応も示していただきたいと思いますが、本来、国は警察権と称して、地元の市民や住民の利便性を無視しようとしております。法務局の設置については法務局の支局、出張所の配置に関しては地域の自然的・地理的諸条件、社会的・経済的諸条件、地域住民の生活指向等地域の实情に十分配慮すること、地域住民に対し

て法務局の適正配置の趣旨及び目的について十分説明して、その理解と協力を求めるとともに、統合後における法務局の位置の具体的な実施方法については、地域住民の意見をできるだけ尊重することとして、方針が出されております。

ところが、このたびの統廃合については、平成7年の答申、これらの基準と異なって、住民サービスが片道30分から60分離れたところの登記所まで行かなければならない。不便を強いることになるということが発生をします。

また、法務局の駐車スペースも狭くて、利用者にとっては不便であるということがはかり知れるというのが思います。この問題について、今のところ具体的にいつからということではないんですが、近い将来、こういう動きが出てくることは察しをできますし、岩出市として、現在どうこの問題を質問するに当たって調べておられるのか、認識されているのか、以下の3点についてお聞きをしておきたいと思います。

まず第1点は、法務局への移管等というのは事実かどうなのか。

2番目に、岩出市として、この件に対して認識と基本的方針はどうか。

3番目に、市民・住民の影響は重大であります。これらによって関係する自治体と連携して、現状の状況のまま統合しないように求めていくことが必要ではないかと考えます。また、岩出市職員においても、これら法務局における不動産登記事項証明書とか、その他戸籍とか、動産の債権の譲渡とか、供託とか、供託は今法務局でしかやっておりますが、これらの問題についても影響が出てきますし、看過できないような状況になるのではないかとこのように思いますので、岩出市として調査をした結果、どういうことが起きているのか、ご答弁をいただきたいと思います。

○田畑議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員ご質問の2番目、岩出法務局についてですが、地方法務局では、登記所の業務量、地域の地理的条件に留意しつつ、登記所の配置が適正となるよう統廃合の取り組みがなされております。

和歌山地方法務局によりますと、登記所の適正配置の基準といたしましては、原則として、1つの広域市町村圏に1つの登記所がありますが、当面は、登記申請事件数が1万5,000件未満で、隣接登記所への所要時間がおおむね30分以内といった要件に該当した場合、統合の対象となることが示されております。

しかしながら、岩出出張所が統合された場合、市民の利便性が損なわれることになり、宅地開発が進む本市にとって、登記所は重要な国の行政機関であることから、

岩出出張所の存続を紀の川市と共同で、既に要望書を提出しています。

なお、詳細については担当部長から答弁させます。

○田畑議長 総務部長。

○大平総務部長 尾和議員ご質問の2番目、岩出法務局について、1点目から3点目まで一括してお答えいたします。

和歌山地方法務局岩出出張所の統合については、和歌山地方法務局から本局へ統合する計画である旨の説明を受けております。岩出出張所の管内では、年間約9,500件の登記事件数があり、岩出市役所から本局までの所要時間は、一般道で23分ということで統合の対象となりますが、本市では宅地開発が盛んに行われており、今後も登記申請件数の増加が見込まれます。岩出出張所が統合されますと、市民の利便性が損なわれることから、市といたしましても、紀の川市とも連携し、平成31年3月29日に和歌山地方法務局に対し、統廃合について再考いただくよう連名で要望を行っており、岩出出張所の存続を要請しているところです。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 この岩出地方法務局のページから見ますと、これは平成15年7月28日に、既に那賀郡粉河町・那賀町が従来あった橋本支局から妙寺支局というのがなくなって、橋本支局と岩出出張所に分割されたという経過があるわけです。そうしますと、今、紀の川市と共同で要望しているということでもありますので、その推移を見なければならぬんですけども、ぜひ岩出市としては頑張ってください、岩出の法務局については統廃合しないように強く行動を起こしていただきたいことを重ねて求めておきたいと思えます。

また、紀の川市と岩出市で出した要望書、提出文書については、また後日、議会のほうに提出を要請しておきたいと思えます。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

さきに答弁をさせていただきましたけども、現在、紀の川市と連携して、和歌山地方法務局に対し統廃合について再考いただくよう岩出出張所の存続を要請しているところでもあります。

重ねてということでの再質問だったかと思いますが、この方針で引き続き存続の要請を行っていきたいと考えてございます。



済みません。あわせて連名で行った要望書の開示については、議会から要請をいただいたら開示をしたいと思います。

○田畑議長 再々質問を許します。

(なし)

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 3番目の質問をさせていただきます。

水栖大池公園というんですか、こういう名称であろうと思うんですが、水栖大池の管理についてであります。ここ最近、公園の草や木や雑草等、周辺の環境整備、ボランティアの皆さんが活動されている方からの相談であります。

今後のあるべき姿を岩出市としてどう考えているのか、問いただしておきたいということで質問をさせていただきます。

まず、今回の通学路に関連して、道路に関して、あわせてお聞きをしたいんですが、これらの諸問題については、担当課長にも1度お話をしたんですけども、まず、この公園の維持管理についてどうなっているのか、誰がしているのかということがあります。

それから2番目に、公園の照明、これは現在機能してなくて、消えたままであるということで、夜間、散歩される方、児童が通る場合に非常に暗くて問題があるという問題も起きておりますので、公園の照明についてはどうするのか。

それから、公園内の通学路となっている園路ですね、周辺の道路について、岩出市はどのように認識をされているのか。

それから4番目に、この地の三角地の維持管理・所有者及び除草の管理はどこでやっているのか、お聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 尾和議員ご質問の3番目、水栖大池公園について、通告に従いお答えいたします。

まず1点目、公園の維持管理はどうかについてお答えいたします。

公園内の池や堤の草刈り等の管理は、池の管理組合である四ヶ字ため池・水栖大池管理委員会で、公園内の清掃、草刈り、芝生の維持管理は地元住民で組織する水栖大池保全委員会と四ヶ字ため池・水栖大池管理委員会で、トイレや遊具等の施設

修繕や清掃活動等の実施者に対する消耗品等の支給は市となっています。

次に2点目、公園の照明はどうかについてですが、水栖大池公園の照明につきましては、平成30年9月議会で田畑議員のご質問にお答えしたとおり、平成23年4月の開園時には、園内及び池の園路西側・南側で点灯しておりましたが、近隣住民の方から、子供たちが夜遅くまで騒いでいるといったご意見があったり、照明設備が壊される事案が発生するなどしたため、平成24年3月から消灯しております。

なお、消灯による対応は継続しており、現在のこの変更の予定はありません。

次に3点目、公園内の通学路となっている園路についてと、4点目、三角地の維持管理者、所有者及び除草の管理はどこかについて、あわせてお答えいたします。

通学路となっている園路、三角地におきましては、水栖大池公園内となりますので、1点目の答弁のとおり、地元住民及び池の管理組合となっています。

また、通学路として、現状は支障ないものと認識しています。

なお、土地の所有者につきましては、88人の共有となっています。

最後に、水栖大池公園が良好できれいな環境にあるのは、清掃等のボランティア活動をしていただいている地域の皆様のおかげであることをこの場をおかりして、お礼を申し上げます。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 この水栖大池の公園に関して、今までも質問があって、問題点が浮き彫りになってきておるんですけども、やはりこの公園の三角地のところに樹木を植えておった方がおられます。それについては維持管理ができないので抜くようにと。5月末に岩出市のほうから来て、それを抜き取っているということであります。

今聞きますと、この維持管理については水栖大池保全委員会といいますか、そういうところで所有権も88名の共有であるということですから、岩出市がそこまでの権利があるのか。88名の所有者の皆さんには、維持管理をして雑草を除草したり、非常に地域住民、子供たちも非常に楽しくそこ周辺を利用して、楽しんでいるという状況があります。

また、最近、この梅雨時期に入って草が生えてきて、ヘビ等が発生しているということを知っております。ヘビについてはマムシでなかったということなんで問題はないと思うんですが、この通学路に関しては、これは教育委員会の絡みがあるんですが、通学路として公園内を指定しているのかどうか。そうすれば小学校の関係で、誰がここら辺の除草をするのかという問題も発生をしてくると思いますので、

そこら辺についてお聞きをしておきたいと思います。

それから、照明についてですが、一時期そういうことがあったと思うんですけども、せつかくある設備を壊されたということで、そういうことはしないんだと。それから、夜間で子供たちが遊びに来て騒音を立てるということもあるんですが、そこら辺は人間のすることですから、指導して、話し合っ、そういうことのないようにすれば、当然、照明をして、明るくして、不審者とかそういう行動の起きないような状況にしておくということが求められると思うんですが、今のまま照明をつける意思がないということなんですけども、壊されないようなカバーをすとか、そういうことにすれば、これは用を足すのではないかなと、こう思います。

そこら辺について、岩出市では、今の話では、所有権者の88名の共有になるということでもありますので、そうしますと、岩出市がその地に対して何を植えたらあかんとか、そう言う権限がないのではないかと思うんですが、これについて確認をしておきたいと思います。

それから、もう1点ですね、ボランティアの皆さんの活動によって、この市政懇談会の中で市が回答している内容では、通学に支障のない状態になっていると。大変感謝をされているということなんですけども、それは誰に依頼して、誰がそれをやっているのか。岩出市として把握されているのか、お聞きをしておきたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

水栖大池公園の維持管理につきましては、池の管理者である四ヶ字ため池・水栖大池管理委員会、地元で組織する水栖大池保全委員会及び市との間で管理に係る協定、水栖大池多目的施設維持管理に係る協定書を平成22年12月24日に締結してございます。それに伴って、池の管理は市となってございます。

それと、照明の件なんですけども、照明を点灯することにより、未成年の夜間徘徊のたまり場となり、迷惑行為の誘発にもつながること、また青少年健全育成の観点から児童生徒には夕刻の帰宅を市内放送により促していることから、現在のところ必要ないと考えております。

また、夜間にウォーキング等をされる方については、地域の事情をご理解いただき、ライト等を携帯し、ご利用をお願いします。

なお、照明の再検討につきましては、利用される方々は地域のお住まいの方が多

いと思われまますので、近隣区自治会や水栖大池保全委員会の総意のもと、要望があれば再検討してまいります。

それから、ボランティアの方が植樹した木をとるというトラブルがあったということなんですけども、永年性の樹木につきましては以後の管理が必要となり、維持管理の負担が生じますので、設置しないものとしておりますが、個人ボランティアの方が植樹されたため、事情を説明し、時間を設けて撤去をお願いしたところ、対応していただける期間経過後、やむなく市で撤去したものでございます。

○田畑議長 教育部長。

○湯川教育部長 水栖大池公園の通学路の関係です。周辺の道路を通学路として指定をしてございます。維持管理のほうは管理組合さんをお願いしているところでございます。

ヘビという話がございましたので、注記・注意喚起をしておきます。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 再度再確認をしたいと思うんですが、樹木の抜いたことに対する市の責任というのを聞きたいと思うんですが、管理組合が主体的にすべきことであって、岩出市がなぜそれを抜いたのかという問題があるんですけども、その責任について岩出市ではそこまで権限があるのかと。管理地でもないのかかわらず、そういう雑草とかそこら辺の除草をやっている人たちの了解を得ないで勝手に抜くということは、越権行為だと私は認識しておるんですけども、それについてご答弁をください。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 尾和議員の再々質問にお答えします。

岩出市は公園の管理者になってございますので、市が指導したまででございます。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の3番目の質問を終わります。

引き続きまして、4番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 4番目の質問をさせていただきます。

近年、雇用情勢、一段と厳しいものがあります。需要と供給のミスマッチがあり、働く職場は岩出市においても限られたところしかなく、今後も即改善するとは言えないと考えております。

新卒で高校なり大学を出た若者は中央都市へ流出して、ますます人口の増加を望めないというのは現状だろうと私は考えております。二、三十年前の新興住宅地では跡取りもなく、高齢者住宅化として高齢住宅街となっております。雇用関係の変化というものは目に見えて厳しいものがあり、即解決するものではないと思います。

岩出市において、労働行政への取り組みについては、目に見えてほとんどないのが現状と言わざるを得ません。最近、6月に入ってから、安上地内の物流センターであるエニシルというのは閉鎖をされて、そこで働くパートの女性の皆さん、主婦の皆さん、約二、三百人が解雇されたと聞いております。

岩出市は企業を誘致したときには、お手柄のように宣伝されますが、今日どうなっているのでしょうか。

そして、以下の質問を行いたいと思います。

この企業の旧エニシル、今、シャディという名前に、ネットで見たら変わっておるといことなんですが、この移転・閉鎖における解雇者は何人なのか。今まで岩出市として対策や解雇者に対する支援なり手だてというのはどのように取り組みをされてきたのか、お聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 尾和議員ご質問の4番目、事業所閉鎖について、通告に従いお答えいたします。

まず1点目、解雇者は何人かについてお答えいたします。

スリーハートコーポレーション株式会社和歌山物流センター、旧エニシル和歌山物流センターにつきましては、6月10日に事業所を閉鎖し、離職予定者は約200人と聞いておりました。しかしながら、一部業務が9月10日まで実施、それに伴い、約100人が継続して雇用されると聞いております。

続いて、次に2点目、この影響について市の対策及び方針はどうかについてですが、今回の離職予定者については和歌山労働局和歌山公共職業安定所と連携して、ワークプラザ紀ノ川の臨時相談窓口を設置するほか、先日、6月25日に岩出市総合保健福祉センターにおいて離職者を対象とした就職フェア合同企業面談会アンド企業説明会を開催したところ、求人企業11社が参加し、62名の求職者が来場しました。市といたしましても、市内企業に声かけを行うなど雇用の確保を図っております。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 この企業閉鎖に関して、今、9月10日まで雇用を継続するという事柄ですが、基本的に、こういう物流産業というのは、太平洋ベルト地帯中央にスクラップ・アンド・ビルドで終えんされていくというのは、企業のならわしでありまして、これらの問題によって、今日発生をしていると思うんですが、9月10日以降の100名については、その時点で解雇されるのか、100名については、求人フェアをして、そういう就職に結びつけるという行動をとっていくんだということではありますが、11社来られて、何名そこで雇用が、就職が決定をされたのか、これについて再度お聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 尾和議員の再質問にお答えします。

9月10日以降の100名につきましてですが、事業所が閉鎖されるというふうに伺っておりますので、この日をもって離職されるということでございます。

市といたしましては、引き続き労働局と紀の川市と合同で離職者の雇用対策、まず起こしていきたいと思っております。

それから、先日の合同就職フェアでございますが、説明会というような形でございますので、その場で就職が決定しているものではございません。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 これからも岩出市内における基幹産業というのは非常に少なく、サービス業とか、これらの企業というのは多くあると思うんですが、こういうような形で解雇者が出るということは、岩出市にとってもマイナスでありますし、この労働行政の中心を担う岩出市として、担当部署を設置して、これらの離職者をなるべく、解雇されても次の職場に就職できるという手だてをやっぱりしていくことが求められると思うんですが、これらに対して岩出市の考えを聞かせてください。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 尾和議員の再々質問にお答えします。

岩出市の雇用の取り組みにつきましては、本市の平成28年9月20日に和歌山労働局、和歌山公共職業安定所、紀の川市との間で取り交わしたワークプラザ紀ノ川を活用した雇用施策の充実強化について、共同宣言に基づき、紀の川流域における求職者の就職支援と地域企業の人材育成確保支援としてのハローワークからの情報提

供や情報共有、合同企業面接会等開催などを実施しております。

○田畑議長 これでは、尾和弘一議員の4番目の質問を終わります。

引き続きまして、5番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、質問させていただきます。水道法の改正、私は改悪だと見ておるんですが、昨年12月6日に第197回臨時国会の衆議院本会議において、与党の賛成多数で改正労働法が成立しております。公共施設の運営権を民間企業に一定期間売却するコンセッション方式の導入を自治体の水道事業でも促進するというものであります。

その中身については、昨年、2018年の3月議会においても大枠質問した内容であります。特に今回、こうした状況の中で老朽施設の取りかえや耐震化の費用が膨らみ、自治体の事業経営を圧迫しているということで、人口減少で水道使用料も減り続け、採算がとれる料金収入を確保できない地域も急速にふえてきております。

そうした中で政府が打ち出したのは、この官民連携であります。この公共施設の資産を保有したまま民間に委嘱するという指標については、既に関西空港や大阪空港、仙台空港、浜松市の下水道事業など、この方式で運営をされてきております。この方式は水道事業にも持ち込まれ、実質的な民営化へ門戸を広げることになるのであります。

しかしながら、海外では、これらの民営化した都市では料金の高騰や水質の悪化が相次ぎ、オランダの民間団体の調査では、2000年から2016年の間に、少なくとも世界33カ国の267都市で水道事業が再び公営化にされてきております。一度民営化した部分が再びこれではだめだということで公営化をされてきておるといのが現状であります。

これらの動きに対して、私は警鐘を鳴らしてきておりますが、今回のこの事業に対して、岩出市はこれらの問題も含めながら、どのようにしていくのかということで、再度ご答弁をいただきたいと思っております。

2018年の3月22日の答弁では、現在のところ水道施設の運営権を民間事業者に設定する考えはございません。また、今後の動向を注視して情報収集をしていきたいというようなことも述べられており、一概に否定をされていないのかなというふうに思うんですが、まず1点は、水道の基盤整備についてどうしていくのか。

改正水道法には、第一に、水道の基盤整備について求められております。

2番目には、広域連携の推進及び協議会の設置をどうするのか。

それから、それらの資産管理の推進等、官民連携の推進等々がうたわれており、早晚、岩出市においても、国のほうからこの水道法改正に従って、自治体にこの方式でやるべきだということが起きてくるということは私は考えております。この政令の中では、地方自治体が主体的に判断をして結論を出せばいいということなんですが、議会の承認も必要ということもありますので、すぐそういう動きにはならないと思うんですが、岩出市は現在どういう段階に来ているのか、この問題について、過去の答弁等も含めて、質問に対する答弁をいただきたいと思います。

○田畑議長 ただいまの5番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員、5番目、水道法の改悪についての3点目、岩出市の方針はどうかのご質問にお答えをいたします。

水道法の一部改正につきましては、水道事業の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、広域連携及び官民連携が推進されるものであります。本市におきましては、水需要の減少により給水収益が減少しておりますが、開発による加入分担金等の収入があるため、辛うじて経営の健全性が保たれている状況であります。

しかしながら、施設の老朽化が進んでいく中、アセットマネジメント計画に基づく施設の改築・更新や耐震化を図っていく上で、徴収強化による自主財源の確保や効率的な施設の運転による維持管理コストの削減に努めておりますが、今後、現状のような加入分担金等の収入が見込まれなくなると、水道料金の値上げによる資金確保の検討も必要と考えております。

なお、過去の答弁のとおり、民間企業の参入につきましては、辛うじて経営の健全性が保たれていることから、現時点におきましては考えておりません。

なお、1点目、2点目のご質問につきましては担当局長から答弁させます。

○田畑議長 上下水道局長。

○梅田上下水道局長 5番目の1点目、水道の基盤整備についてのご質問にお答えいたします。

本市では、持続・安全・強靱を柱とした岩出市水道事業ビジョンを策定し、岩出市アセットマネジメント計画により計画的な改築・更新を図り、健全で安定的な事業運営の継続、安全な水道水の供給、災害対応力の維持向上に努めております。

次に2点目、広域連携の推進及び協議会の設置についてのご質問にお答えいたします。



協議会の設置につきましては、県が水道事業者等の広域的な連携の推進に関して協議を行うため、水道事業者等を構成員として広域的連携等推進協議会を設置できることとされていますが、現在は設置されておられません。

なお、非常時に備え、和歌山市、紀の川市と配水連絡管の接続を行い、本市としましては連携を図ってございます。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 これらの水道法の改正については、福井県議会においては慎重審議を求める意見書、それから新潟県議会においては、この水道法改正案に反対する意見書が採択されております。

また、神戸市の市長あるいは青森市の小野寺市長、それから秋田市の穂積市長等は、これらの部分については、この水道法改正については反対だということでも明確に方針を立てて、広域化による水道事業、これらの民間委託についてはしないということも明確にうたっております。

今、市長の答弁では、現時点では、この水道法改正については考えていないという含みではありますが、話の含みは将来はわかりませんよと。この岩出市の水道事業についても民間に委嘱する、委託するということもあり得るということを考えているのかどうか、これらについては、今明確に答弁がないのでよくわからないんですが、将来にわたってはそういうことも起こり得るということを言われたのか、そこから辺について明確にご答弁をいただきたいと思えます。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 再質問にお答えをいたします。

先ほどお答えをしたとおり、現時点ではその意思はございません。将来は将来であります。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 そこで懸念するのは、将来そういうことが起こり得るということを考えますと、水道事業で働いておられる市の職員がどうなるのかと。働く職場がなくなるということも起こり得るわけでありますから、事は重大であります。責任ある市行政として、この水道法の改正については、私は明確に将来にわたっても維持していくんだと強い姿勢を持っていただきたいということを重ねてお願いをしておきた

いと思うんですが、これについて市長のお考えを再度重ねてですが、お聞きをしておきたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 再々質問にお答えをいたします。

先ほど申し上げたとおりでございます。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の5番目の質問を終わります。

引き続きまして、6番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、6番目の質問をさせていただきます。

これは平成30年度、2018年の9月議会で、私はこの問題について取り上げて、その後、2回にわたって雇用者の問題について質問をしまいいりました。その中で雇用者促進法に基づく、充足していくべき地方自治体の役割というのは責任が重いと考えております。

そんな中で、現時点で市の障害者雇用数及び雇用率は充足しているのかどうか。

それから、法令遵守、コンプライアンスの立場から考えていきますと、この問題について、岩出市は現在どのように考えているのか、質問をさせていただきます。

○田畑議長 ただいまの6番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の障害者雇用についてのご質問にお答えいたします。

市の現在の雇用者数は3名であり、雇用率は充足しておりません。

法令遵守並びに今後の方針についてですが、地方公共団体の責務として、率先して障害者を雇用するよう努めなければならないところであり、障害者雇用率を早期に達成するよう努めてまいります。

○田畑議長 教育部長。

○湯川教育部長 教育委員会ですが、これも国・県・地方公共団体と同じ40人以上の機関であれば2.5%の障害者雇用率の対象となりますが、現在のところ、40人に至っていないのが現状でございます。

○田畑議長 尾和弘一議員。

○尾和議員 現在、何名なんですか、それについて。数字を明らかにせんからわからん。3名雇用せなあかんののに、現在、何名しか雇用してないの。

○田畑議長 総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の質問にお答えいたします。

先ほど、市の現在の雇用者は3名でありということでお答えをしております。  
不足数は1名というふうになります。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 これ、総務部長、あなたの12月の議会で、早期に達成するために年度途中からでも採用したいという答弁をされているんですね。私はこの問題について、今回を含めて3回目であります。なぜ、現時点でも不足しているのか、不足実態を法違反をしているのかということであります。

今までの答弁では、作業の内容とか、そういうものについても検討したいということと言われておりましたが、どういうスケジュールで今日まで雇用の呼びかけをしているのか、その経過について具体的にご答弁ください。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

現時点では、障害者雇用率を充足できていないということは深く認識しているところであり、できるだけ早期の障害者雇用率の充足に向けて取り組んでまいります。

なお、昨年12月の議会でもお答えをいたしました。今年度中に採用試験を実施する予定としております。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 スケジュールはそういうことでよくわかるんですけども、具体的に行動しないと私は納得できません。そこで、どういう作業を割り振りするのか、これも検討するということが言われております。昨年の9月から見ますと、もう既に7月に入っているわけですから、10カ月が経過をしておるわけでありまして。1年以内ということであるなら、ことしの9月までには充足していくという取り組みがなさればなりません。そこら辺について認識が甘いのではないかと思うんですけども、再度ご答弁ください。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

障害者の方の雇用率の充足ができていないということは、先ほども答弁いたしま

したが、深く認識しているところでありますので、これも再度のお答えになります  
が、今年度中に採用試験は実施する予定としてございます。

○田畑議長 これでは、尾和弘一議員の6番目の質問を終わります。

引き続きまして、7番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 最後になりますが、固定資産税に特化をして質問をさせていただきたい  
と思います。固定資産税の徴収諸課題について質問をします。

市税に占めるこの税は、土地・家屋、償却資産等の総合計は、歳入では最も重要  
な財源の1つであります。また、未納金についても、不納欠損金が毎年500万円か  
ら計上されており、滞納繰越金も同様にあるのが現状であります。民間であればと  
っくに倒産をするというような内容であろうと私は思っております。

それぞれの固定資産税が欠損金になったり未納金になったり、さまざまな要因が  
あると思うんですが、まず空き家なのか、また相続人がいないのか、それから法定  
相続人を調査をしているのか。今後ますます増加するという状況もあります。最近  
の統計では、600万軒にわたる空き家が発生しているとも最近の情報が流れており  
ます。過去の発表では、全国では、九州に匹敵するぐらいの土地が相続人が不明の  
ままになっていると言われております。

これらの問題については地道な調査が必要であり、今からでも遅くはないと思  
うんですが、そこでお聞きしたいのは、岩出市がこれらの固定資産税徴収に当たって、  
所有者不明の実態というのはいくつあるのかについて、お聞きをしたいと思います。

2番目は、どういう理由で未納となっているのか。未納額は幾らなのかであり  
ます。

それから3番目に、今後の岩出市がすべき対策と方針を質問したいと思います。  
ご答弁ください。

○田畑議長 ただいまの7番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の7番目の質問にお答えします。

1点目の所有者不明の実態はどうかについてですが、平成30年度における所有者  
不明件数は20件であり、その内訳は、破産などによる閉鎖法人が2件、相続放棄や  
調査しても相続人が不明の個人が18件となっております。

2点目の未納額は幾らかについてですが、平成30年度で55万9,700円です。

3点目の今後の対応及び方針についてですが、現在、税務課では相続登記に関す

る広報や市ウェブサイトへの掲載を行うとともに、固定資産の所有者が亡くなられた場合は、その法定相続人の方に対し、相続登記及び相続人代表者届の提出を依頼しております。今後も早期に相続人調査に着手するとともに、徹底した調査等により所有者不明物件の解消に努めてまいります。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁いただきましたけども、相続人不明の実態については20件だということであります。これらの不明相続人の調査については、非常に煩雑であり、相続登記がされてない場合は、遡って調べていかなければならないという実態でもあろうかと思うんであります。

これらの問題について、今まで、昨年度でもいいんですが、何件調査をされたのか、このまま放置をするのか、それについてお聞きをしたいと。

2番目に、相続放棄の問題で、相続放棄をした場合に、法定相続人、相続人を裁判所が認定をして、その人に委嘱をするというような形で処分が行われるんですが、そういう相続放棄の物件について、そういう行動を起こしているのか、起こしてきたのか、これについてお答えをください。

それから、法定相続人の調査についてであります。岩出市、地方自治体はその権限があるんで、相続人を探し出して、それらの人の関係する人に調査をするという行動をすることが容易であろうと思うんですが、これらについて行動をしているのかどうか、お聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和弘一議員の再質問にお答えいたします。

まず、件数につきましては、平成30年度は20件ということで、そのうちの相続放棄に関する部分では18件ということでございます。過去というのはそれぞれの年度でやってきているとは思いますが、30年度においてはそういった形になります。

それと所有者が不明となりますので、どこまで調査しているかということにつきましてですけども、現在は被相続人の子や父母、兄弟、姉妹だけでなく、代襲相続人である孫やおい、めいまで調査しておりますが、過去においては代襲相続人等まで調査し切れていない部分もございます。これらについては、今年度の組織目標として取り組んでいくことにしてございます。

それともう1点、調査により相続人が見つからない場合、最終、相続財産管理人を立てるといってございまして、そこまで至っている案件は、現在のところございません。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 相続放棄をされた案件が18件あるということですが、その物件については、土地、それか家屋なのか、償却資産なのかということなんですが、その後の処理、それはどのようにしているのか。相続放棄をしますと裁判所で相続放棄陳述書というものがあるんですが、それを岩出市では受け取って、その上でその不動産については処分なり公売なり、そういう手続が発生するんですけども、そういう行動もしているということなので理解していいのか、お聞きをしたいと思います。

それから、代襲相続人における状況の中で、代襲相続人の配偶者には権利がないということについてはご存じやと思うんですが、代襲相続人の配偶者のおい・めいまで、代襲相続人の配偶者には権利がないということで、その部分についても調査をされておると思うんですが、それについてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

まず所有者が不明の場合の調査については、戸籍等による相続人の調査を行い、相続の放棄の有無を確認し、相続人なしとなれば、権利者は利害関係人として相続財産管理人の選任というのを家庭裁判所のほうに申し立てて、財産の処分を行うと、こういう手続を踏むことになっておりますので、市といたしましては、現在の案件につきましても、この手順を踏んで進めているところでございます。

それと、代襲相続人ということですが、代襲相続とは、被相続人の死亡以前に被相続人の子や兄弟、姉妹が死亡等により相続権を失った場合において発生する相続であり、簡単に言えば、既に死亡してしまった人のかわりに、その子、孫またはおい、めいが相続人になるということでございます。代襲相続人についても調査を当然していらっしゃるところでございます。

○尾和議員 議長ね、相続放棄の陳述書18件については、岩出市は持っているのかどうか、受け取っているのかどうか聞きたいんです。答弁ないんです。

○田畑議長 総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

最後の件につきましては、家庭裁判所等から資料を取り寄せてございます。

○田畑議長　これで、尾和弘一議員の7番目の質問を終わります。

以上で、尾和弘一議員の一般質問を終わります。